

感震ブレーカーに関するこれまでの取組状況と課題

感震ブレーカー等に関するこれまでの主な動き

○H26.3 首都直下地震緊急対策推進基本計画（閣議決定）

⇒ 感震ブレーカー等の普及について、関係省庁にて、感震ブレーカーの有効性・信頼性を確保するための技術的検討等を行い、目標を設定して推進すること等を位置づけ。

○H27.3 「大規模地震時の電気火災の発生抑制対策の検討と推進について(報告)」(大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会)

⇒ 大規模地震時の電気火災の発生抑制方策、感震ブレーカー等の性能評価、普及方策等について検討。

＞模擬実験の実施により、感震ブレーカーの有効性や留意点等を確認、検証

＞「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」(H27.2)

＞分電盤以外のタイプの感震ブレーカーについて、第三者による性能評価の枠組を構築

○H27.3 首都直下地震緊急対策推進基本計画の変更（閣議決定）

⇒ 延焼のおそれのある密集市街地における感震ブレーカーの普及率25%（緊急対策区域）を目指すことを位置づけ。
（平成27年度からの10年間）

○H28.3 内線規程※（一般社団法人日本電気協会）に感震ブレーカーの設置に関する規定を追加

※電気需要場所における電気工作物の設計・施工・維持・管理について規定した民間規格

⇒ > 勧告:「地震時等に著しく危険な密集市街地」の住宅など

> 推奨:上記以外の住宅など

○H30.2 一般社団法人住宅生産団体連合会宛て「地震時の電気火災発生抑制のための感震ブレーカーの普及について（周知依頼）」

⇒ 住宅生産に関係する会員企業に対し、感震ブレーカーの普及について協力を要請

○H30.3 「大規模地震時の電気火災抑制策の方向性について(報告)」(大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会)

⇒ 今後の感震ブレーカーの普及方策等について検討。

＞『「地震時等の電気火災の発生・延焼等の危険解消に取り組むべき地域」の指定に関する地方自治体向けガイドライン」(H30.3)

（各自治体における、地域の実情に応じた対策地域の指定に有用な、延焼の危険性を示す重要な指標を提示）

○H31.4 内線規程における感震ブレーカーの設置に関する勧告的事項の対象地域を拡大

⇒ > 勧告:「地震時等の電気火災の発生・延焼等の危険解消に取り組むべき地域」の全ての住宅など

都市計画法に基づく防火地域・準防火地域の木造及び鉄骨造の住宅など(耐火建築物を除く)

> 推奨: 上記以外の全国の住宅など

○R2.6 地震時の火災を防ぐための広報用資料の作成・公表

⇒ 地震時の火災を防ぐためのポイントをまとめた「地震火災を防ぐポイント ～地震火災対策きちんと出来ていますか？～」を作成・公表した。
（全国火災予防運動等の際に活用）

＜感震ブレーカーの設置率（「防災に関する世論調査（令和4年9月調査）」）＞ 設置率: 5.2%（参考値）

※全国47都道府県に居住する18歳以上の日本国籍を有する者3000人への郵送によるアンケート調査（有効回答数1,791世帯）

感震ブレーカーの性能評価

「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」に基づき、一般社団法人日本配線システム工業会及び一般財団法人日本消防設備安全センターにより、感震ブレーカー等の性能評価を実施。性能評価を受けた製品には認証マークが付される。

一般社団法人日本配線システム工業会

○分電盤タイプの感震ブレーカーについて業界団体自ら性能評価を実施。

＜性能評価でチェックする内容＞

- ・動作確認試験（感震動作試験、感震不動作試験、周囲温度特性試験）
- ・電気的安全性の試験（絶縁抵抗試験、耐電圧試験、耐雷インパルス試験）等



＜認証マーク＞

一般社団法人日本消防設備安全センター

○全てのタイプの感震ブレーカーについて、第三者機関として性能評価を実施。

＜性能評価でチェックする内容＞

- ・感震遮断機能作動試験（性能評価ガイドラインによる）
- ・感震性能作動試験（性能評価ガイドラインによる）
- ・製品の安全性確認（電気用品安全法による）
- ・製造工程、品質管理（部品受入れ、組立工程、作業手順の確認）等



＜認証マーク＞

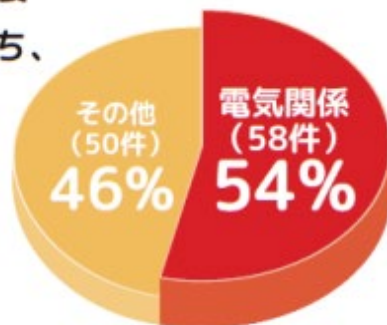
今すぐ
対策を!



地震による 電気火災 対策を!

かん しん 感震ブレーカー が効果的です!

東日本大震災における本震
による火災全111件のうち、
原因が特定されたものが
108件。
そのうち過半数が
電気関係の出火でした。



※日本火災学会誌「2011年東日本大震災 火災等調査報告書」より作成

詳しくは裏面をご覧ください! ▶



地震が引き起こす電気火災とは?

地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧した時に発生する火災のことです。

▲「電気火災の事例(その1)」

地震で本棚が倒れ、雑誌が電気ストーブ周辺に散乱。▶ 停電した状態から通電し、ストーブが作動。▶ 紙類に着火、火災が発生。



▲「電気火災の事例(その2)」

家具が転倒し、「電気コード」が下敷きや引張で損傷。▶ 通電の瞬間、コードがショート。▶ 散乱した室内で、近くの燃えやすいものに着火。



感震ブレーカーとは?

感震ブレーカーは、地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止めます。

【感震ブレーカーの種類】

分電盤タイプ(内蔵型)	分電盤タイプ(後付型)	コンセントタイプ	簡易タイプ
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。 約5~8万円(感震的なもの)	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが故障されている場合に故障可能。 約2万円	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。 約5,000円~2万円	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。 3,000円~4,000円程度
電気工事が必要	電気工事が必要	電気工事が必要なタイプと、コンセントに差し込むだけのタイプがある	電気工事が不要

(注)住宅分電盤の種類に適した製品をお選びください。



感震ブレーカーを設置して
電気火災から「家」「地域」を守ろう。

【この資料に関する問い合わせ先】

経済産業省 消防庁 消防庁 消防庁 消防庁 消防庁
〒100-8501 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
TEL (03)-3501-1742
http://www.setsai.go.jp/safety/safety_society/safety_society_2015/02/20/05-1.html
内閣府ホームページ
http://www.bousai.go.jp/jishu/syoto/tekkisakusai/soku/index.html



内閣府



消防庁



経済産業省

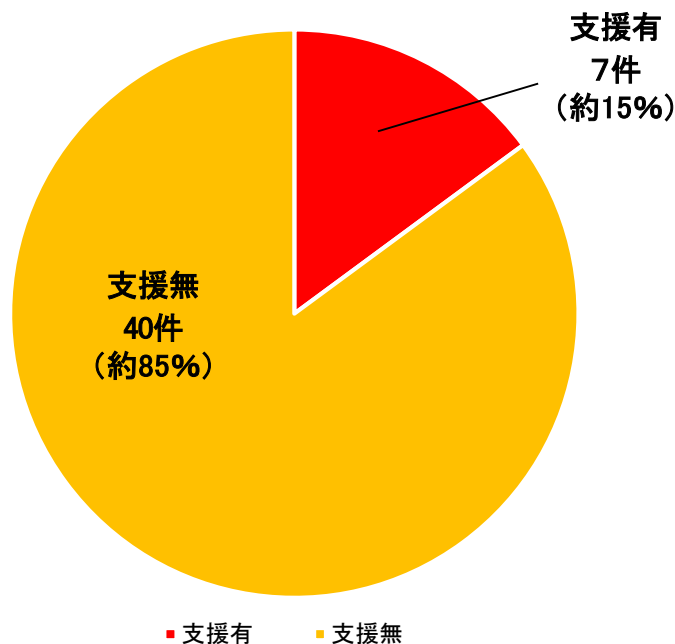
感震ブレーカーの設置・購入に対する各自治体の支援状況について(令和元年)

○一部の都道府県及び市区町村では、感震ブレーカーの設置・購入費用に対する支援(補助)を実施しており、内閣府調査※によると令和元年時点で7府県・130市区町村が支援を実施。

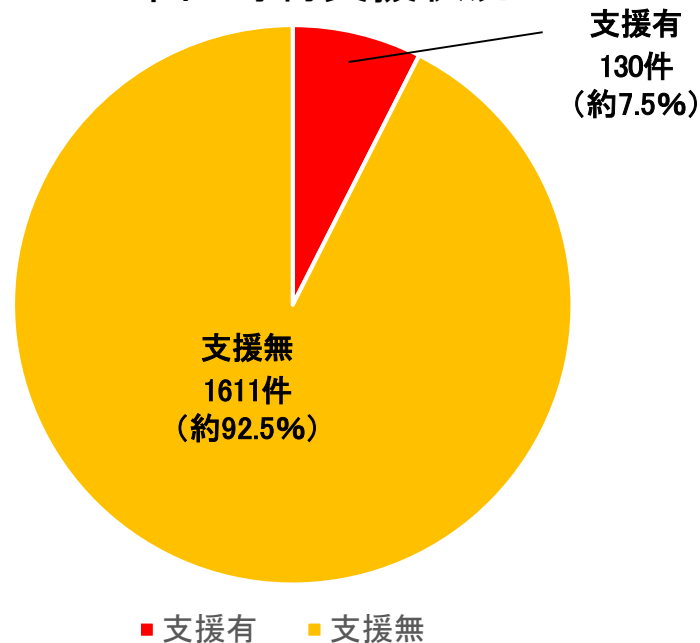
※内閣府「地方公共団体における感震ブレーカー支援制度一覧」より

自治体による感震ブレーカーの設置・購入に対する支援の状況

<都道府県支援状況>



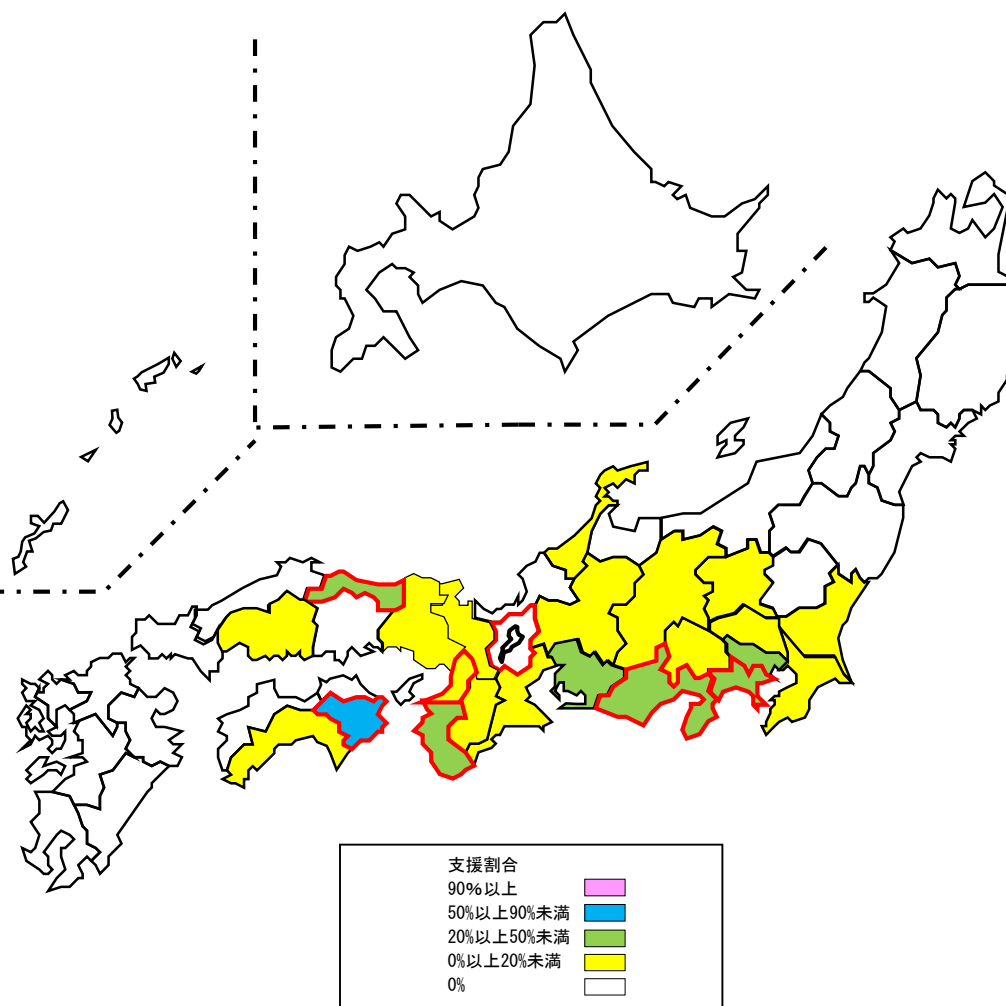
<市区町村支援状況>



都道府県別 感震ブレーカー設置・購入支援事業実施状況(令和元年)

※内閣府「地方公共団体における感震ブレーカー支援制度一覧」より

都道府県	支援事業を設けている市区町村数 ／全市区町村数	
全国	7%	130/1741
北海道	0%	0/179
青森	0%	0/40
岩手	0%	0/33
宮城	0%	0/35
秋田	0%	0/25
山形	0%	0/35
福島	0%	0/59
茨城	2%	1/44
栃木	0%	0/25
群馬	6%	2/35
埼玉	8%	5/63
千葉	7%	4/54
東京	37%	23/62
神奈川	24%	8/33
新潟	0%	0/30
富山	0%	0/15
石川	11%	2/19
福井	0%	0/17
山梨	4%	1/27
長野	1%	1/77
岐阜	10%	4/42
静岡	40%	14/35
愛知	22%	12/54



都道府県	支援事業を設けている市区町村数 ／全市区町村数	
三重	3%	1/29
滋賀	0%	0/19
京都	4%	1/26
大阪	5%	2/43
兵庫	5%	2/41
奈良	8%	3/39
和歌山	43%	13/30
鳥取	21%	4/19
島根	0%	0/19
岡山	0%	0/27
広島	4%	1/23
山口	0%	0/19
徳島	83%	20/24
香川	0%	0/17
愛媛	0%	0/20
高知	18%	6/34
福岡	0%	0/60
佐賀	0%	0/20
長崎	0%	0/21
熊本	0%	0/45
大分	0%	0/18
宮崎	0%	0/26
鹿児島	0%	0/43
沖縄	0%	0/41

各都道府県における市区町村の支援実施状況を表したものである。(都道府県の支援状況は数値に含まない)
赤枠については、都道府県の支援実施状況を表したものである。

協議会設立趣旨

- 能登半島地震の輪島市大規模火災を受け、「感震ブレーカー」の普及に取り組む。
- 感震ブレーカーの有効性、必要性の周知、啓発をし、普及を強力に進めるため、関係する業種・団体等と連携協力して協議会を発足。

鳥取県の取組

- 「鳥取県震災対策アクションプラン」策定(平成22年12月)
 - ・10年間で目標値(延焼が想定される住宅密集地域への設置率17%(H31時点)⇒50%(R10))設定
 - ・鳥取県地域防災計画に減災目標を明記
- 「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」制定(平成21年7月)
 - ・平成21年7月制定時より建築物の耐震改修の促進について規定
 - ・令和6年7月改正により感震ブレーカーの導入等について、県民の責務(役割)としてより明確化
- 市町村に対する補助制度創設(令和6年7月)
 - ・補助率:市町村負担額の1/2(対象経費の1/3を限度)、補助上限金額:0.7~2万円/件等
 - 補助対象経費:感震ブレーカー設置経費
- 設置状況調査(電子アンケート等)
- 県内防災士対象アンケート(認知度、設置状況、設置希望タイプ等)

協議会メンバー

参加者:知事、市町村長、パートナー団体、協力機関(内閣府、総務省消防庁、経産省中国四国産業保安監督部)

区分	パートナー団体 (39)
公共団体 (20)	鳥取県、鳥取県内19市町村
消防関係 (4)	鳥取県内各消防局、(公財)鳥取県消防協会
電気関係 (4)	中国電力(株)鳥取支社、中国電力ネットワーク(株)鳥取ネットワークセンター (一財)中国電気保安協会山陰支店、鳥取県電気工事業工業組合
建築関係 (5)	(一社)鳥取県建築士事務所協会、(一社)鳥取県設備設計事務所協会 (一社)鳥取県建設業協会、(一社)鳥取県木造住宅推進協議会 (一社)鳥取県建築士会
不動産関係 (2)	(公財)鳥取県宅地建物取引業協会、(公財)全日本不動産協会鳥取県本部
保険関係 (1)	(一社)日本損害保険協会中国支部
警備関係 (1)	(一社)鳥取県警備業協会
住宅メーカー (2)	(株)マツワ、(株)トータルエナジーオオタ ※今後、住宅メーカーに協力を依頼していく。

今後の取組

- 鳥取県ホームページ上に「鳥取県感震ブレーカー普及協議会」を常設し、県内市町村やパートナー団体と連携協力し情報提供を行う
- 各団体による普及啓発活動の実施
- 各種イベント、TV、チラシによる広報活動
- 市町村による補助制度創設の検討

感震ブレーカーの普及に関する課題等

※消防庁・内閣府「感震ブレーカーの設置支援状況等の調査について」より

全国47都道府県及び1,741市区町村へのアンケート調査(有効回答〇自治体)

○過去の大規模地震において、電気を原因とする火災は半数以上を占めており、消防庁では、内閣府及び経済産業省と連携し、感震ブレーカーの設置を進めてきたところであるが、令和4年9月時点での感震ブレーカーの設置率は5.2%※(参考値)に留まっており、普及推進の加速化が求められる。

○感震ブレーカーの設置・購入費用に対する支援(補助)など、これまで積極的に取組を進めている市区町村からは、課題として次のような声が聞かれるところ

- ・感震ブレーカーの認知度が低い。また、電気火災を防止する効果が知られていない
- ・各戸の状況に合わせて感震ブレーカーを設置しようとする場合、どの製品を選べばよいか分からない
- ・感震ブレーカーを購入しようとする場合、取扱店が少ない
- ・感震ブレーカーの取付が難しい
- ・賃貸住宅において、原状回復との兼ね合いで設置できない場合がある
- ・感震ブレーカーに対する補助制度の認知度が低い。また、補助申請を自治会単位とする場合、自治会の事務負担が大きい

⇒感震ブレーカーについて、社会的に定着を図るとともに、各地域の実情に即した形で普及推進の仕組みを構築していくことが重要ではないか。